

ダスキンの 訪販グループ戦略本部

# ダスキンの支店フランチャイズチェーン フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と  
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

作成日 2022年7月1日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会正会員

株 式 会 社 ダ ス キ ン

# フランチャイズ契約のご案内

## 株式会社ダスキン

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町1番33号

訪販グループ戦略本部 管理部

電話 06-6821-5032 FAX 06-6821-6035

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、経済産業省の要請に基づき、「中小小売商業振興法」（以下「小振法」という）及び「中小小売商業振興法規則」（以下「規則」という）並びに「フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について」（以下「フランチャイズガイドライン」という）に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの方の資料を読んだり第三者にも相談したりするなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

## 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号 第二秋山ビル

電話番号 (03) 5777-8701

この案内は、2022年7月1日に作成され、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

## ダスキン支店フランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ

### ～フランチャイズ契約を締結する前に～

合掌 このたびは、当社のダスキン支店フランチャイズチェーン（以下「本チェーン」という）に多大な関心をお持ちいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

さて、当社は「喜びのタネをまこう」と、1963年創業以来「道と経済の合一」を目指し「祈りの経営」を経営理念としてかけ、全ての事業に共通して、フランチャイズ本部と加盟店とは「運命共同体」との認識のもと、「ダスキン」の名のもとにモップ、マットのレンタルを中心とするダストコントロール事業に関するフランチャイズシステムを展開しております。

本チェーンの店舗は、ダストコントロール業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、ダスキンイメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、本チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から本チェーンとは異なる独自の経営手法を重視され、本チェーンのノウハウ、システム、イメージなどにとられない経営を希望される方には、本チェーンへの加盟をお勧めできません。

当社の本チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことが本チェーンの経営成功の鍵なのです。

本チェーンの経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次			
項 目	頁 数	小振法及び規則	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	2		
ダスキ支店フランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ	3		
<b>第 I 部 株式会社ダスキンについて</b>			
1. わが社の経営理念 (1) ダスキン経営理念 (2) 企業目的	6		
2. 本部の概要 商号・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業内容・所属団体・沿革等	6	規則第 10 条第 2 号 " 第 10 条第 5 号 " 第 10 条第 1 号 " 第 10 条第 3 号	
3. 会社組織図	10		
4. 役員一覧	11	規則第 10 条第 1 号	
5. 直近 3 事業年度の貸借対照表及び損益計算書	11	規則第 10 条第 4 号	
6. 売上・出店状況	13	規則第 10 条第 6 号, 11 条第 6 号イ	
7. 加盟者に関する事項 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の数及び更新されなかった契約に係る加盟者の数	13	規則第 11 条第 6 号ロ " 第 11 条第 6 号ハ " 第 11 条第 6 号ニ	
8. 訴訟件数	13	" 第 10 条第 7 号	
<b>第 II 部 フランチャイズ契約の要点</b>			
1. 契約の名称	14		
2. 契約により得られる権利について	14		
3. 売上・収益予測についての説明	14		2-(2)-イ, 2-(3)-①
4. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 加盟金 (2) 保証金 (3) 初期キット (商品・販促助成物・店内教育研修ツール費) (4) 研修費 (5) 店舗に要する費用の目安	14	法 11 条第 1 号, 規則 11 条第 1 号イ～ホ	2-(2)-ア③
5. オープンアカウント、売上金等の送金	16	規則第 10 条第 13 号	3-(1)-イ②

6. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率	17	規則第10条14号・15号	2-(2)-7⑤
7. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 ② 商品等の供給条件 ③ 仕入先の推奨制度 ④ 発注方法 ⑤ 売買代金の決済方法 ⑥ 返品 ⑦ 販売方法	17	法11条2号, 規則11条2号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-(3)
8. 経営の指導に関する事項	18	法11条3号、規則11条3号イ～ハ	2-(2)-ア②
9. 使用していただく商標、その他の表示に関する事項	18	法11条4号、規則11条4号イ、ロ	
10. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項 (1) 契約の期間 (2) 更新の条件及び手続き (3) 契約解除の要件 (4) 契約終了の手続き (5) 契約解除によって生ずる損害賠償金の額又は算定方法等	19	法11条5号, 規則11条5号イ～ニ	2-(2)ア⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ-④
11. 定期的にお支払いいただく金銭に関する事項 (1) ロイヤルティ (2) コンピュータシステム使用料 (3) ダスキネットワークシステムへの加入 (4) クレジットカード決済システム及びポスト返却サービスの導入	20	規則10条12号, 11条7号イ～ニ	2-(2)-7④
12. その他、本部を対象としない支払いについて	22		
13. 店舗の営業時間・営業日・休業日について	24	” 第10条第8号	
14. テリトリー権の有無及びその内容について	24	” 第10条第9号	2-(2)-7⑧
15. 競業禁止義務の有無及びその内容について	24	” 第10条第10号	3-(1)-7
16. 守秘義務の有無及びその内容について	24	” 第10条第11号	
17. 店舗の内外装等についての特別義務	24	” 第10条第16号	
18. 契約違反をした場合の違約金、課される義務について	25	” 第10条第17号	
19. 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容等	25		2-(2)-7⑥
20. 加盟者に課する特別の義務について	25		
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書			

## 第 I 部 株式会社ダスキンについて

### 1. わが社の経営理念

#### (1) 祈りの経営ダスキン経営理念

一日一日と今日こそは  
あなたの人生が（わたしの人生が）  
新しく生まれ変わるチャンスです  
自分に対しては  
損と得とあらば損の道をゆくこと  
他人に対しては  
喜びのタネまきをすること  
我も他も（わたしもあなたも）  
物心共に豊かになり（物も心も豊かになり）  
生きがいのある世の中にする

ありがとうございました 合掌

#### (2) 企業目的

ダスキンは『道と経済の合一』をめざします  
ダスキンは「人を愛し、人を育てます」  
ダスキンは“めい・あい・へるぷ・ゆう？”と呼びかけます  
ダスキンは「喜びのタネまき」をいたします

### 2. 本部の概要

(2022年7月1日現在)

(1) 商 号：株式会社ダスキン

(2) 代 表 者：代表取締役 大久保 裕行

(3) 本店所在地：

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町1番33号

電話 06-6387-3411（代）

URL <http://www.duskin.co.jp/>

(4) 本チェーンの管轄部署名称：訪販グループ戦略本部 管理部

(5) 本チェーンの管轄部署所在地：

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町1番33号

電話 06-6821-5032 FAX 06-6821-6035

URL <http://www.duskin.co.jp/>

(6) 設 立：1963年2月4日

(7) 本チェーンの開始時期：1993年10月（直営店1号店の開店月）

1995年11月（加盟店1号店の開店月）

(8) 資 本 金：113億円

- (9) 事業内容：マット、モップ等清掃用具その他動産の賃貸業、建物等の清掃業、害虫等の防除業、飲食業、その他総合サービス業
- (10) 従業員数：2,000名（契約従業員含む、役員・パート従業員除く）
- (11) 主要株主：株式会社ニッポン
- (12) 主要取引銀行：株式会社三井住友銀行・三井住友信託銀行株式会社
- (13) 所属団体：一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会  
国際フランチャイズチェーン協会、社団法人日本訪問販売協会
- (14) 他に行っている事業の種類：

ダストコントロール事業	クリーンサービス事業	ウォーターコントロール事業
エアーコントロール事業	ワイプフルサービス事業	サービスマスター事業
メリーメイド事業	ターミックス事業	トータルグリーン事業
ホームリペア事業	ユニフォームサービス事業	ヘルス&ビューティ事業
レントオール事業	ヘルスレント事業	ライフケア事業
ミスタードーナツ事業		

- (15) 沿革

<b>1963年</b> （昭和38年）	
2月	株式会社サニクリーンを設立登記
11月	ダストコントロール商品の初の生産拠点、吹田工場開設
<b>1964年</b> （昭和39年）	
6月	株式会社ダスキんに社名変更
10月	化学ぞうきん「ホームダスキん」全国販売開始
<b>1969年</b> （昭和44年）	
8月	国際フランチャイズ協会（IFA）に、日本初のメンバーとして入会
<b>1971年</b> （昭和46年）	
1月	サービスマスター事業を開始
4月	ミスタードーナツ事業を開始。大阪府箕面市に1号店をオープン
7月	ホームダスキんの廃却布を再生した産業用ウエスのレンタルスタート
<b>1976年</b> （昭和51年）	
11月	株式会社アガとの提携により、化粧品販売開始（現ヘルス&ビューティ事業）
<b>1977年</b> （昭和52年）	
4月	サブコ事業（現ターミックス事業）を開始
8月	ユニテッドレントオール事業（現レントオール事業）を開始
<b>1978年</b> （昭和53年）	
12月	メンデルロンソン事業（現ユニフォームサービス事業）を開始
<b>1982年</b> （昭和57年）	
7月	医療関連施設のマネジメントサービスを開始（現株式会社ダスキんヘルスケアにて運営）
<b>1989年</b> （平成元年）	
7月	メリーメイド事業を開始
<b>1990年</b> （平成2年）	
9月	本社ビル「ダスキんピア」が現在地に完成
<b>1993年</b> （平成5年）	
10月	新フランチャイズシステム「ダスキんサーヴ100」活動スタート
<b>1994年</b> （平成6年）	
12月	台湾でのダストコントロール事業を開始
<b>1999年</b> （平成11年）	
2月	かつアンドかつ事業を開始
4月	ケータリング事業（現ドリンクサービス事業）を開始

11月	トゥルグリーン事業（現トータルグリーン事業）を開始
<b>2000年</b> （平成12年）	
6月	ホームインステッド事業（現ライフケア事業）を開始
<b>2003年</b> （平成15年）	
4月	品質保証体制構築のため「品質保証委員会」設置 （現サステナビリティ委員会）
4月	コンプライアンス体制構築のため「コンプライアンス推進会議」設置 （現コンプライアンス委員会）
<b>2004年</b> （平成16年）	
7月	ヘルスレント事業を開始
9月	三井物産株式会社との包括的な資本・業務提携契約締結
10月	台湾でのミスタードーナツ事業を開始
<b>2006年</b> （平成18年）	
11月	中国（上海）でのダストコントロール事業を開始
12月	東京証券取引所・大阪証券取引所の各市場第1部に上場 ※東京証券取引所と大阪証券取引所は、2013年（平成25年）7月16日に 現物市場を統合
<b>2008年</b> （平成20年）	
2月	株式会社モスフードサービスと資本・業務提携契約締結
<b>2010年</b> （平成22年）	
10月	アザレプロダクツ株式会社及び共和化粧品工業株式会社の両社を完全 子会社化
<b>2013年</b> （平成25年）	
4月	ダスキン共益株式会社とダスキン保険サービス株式会社が合併 （存続会社：ダスキン共益株式会社）
4月	エムディフード株式会社設立
<b>2014年</b> （平成26年）	
3月	中外産業株式会社を完全子会社化
<b>2015年</b> （平成27年）	
5月	インドネシアでのミスタードーナツ1号店がジャカルタ近郊にオープン
10月	パイフェイス事業を開始
10月	ダスキンミュージアムを開設
10月	株式会社ダスキン伊那を設立
12月	株式会社ダスキン八代を設立
12月	株式会社ダスキン鹿児島を設立
<b>2016年</b> （平成28年）	
1月	エムディフード東北株式会社を設立
4月	ホームリペア事業を開始
6月	株式会社ダスキン越前を設立
<b>2017年</b> （平成29年）	
2月	Big Apple Worldwide Holdings Sdn. Bhd. を子会社化
<b>2018年</b> （平成30年）	
9月	株式会社ナックと資本・業務提携契約締結
<b>2019年</b> （平成31年）	
1月	株式会社かつアンドかつを設立
<b>2021年</b> （令和3年）	
5月	株式会社EDISTを完全子会社化
<b>2022年</b> （令和4年）	
4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部 からプライム市場に移行

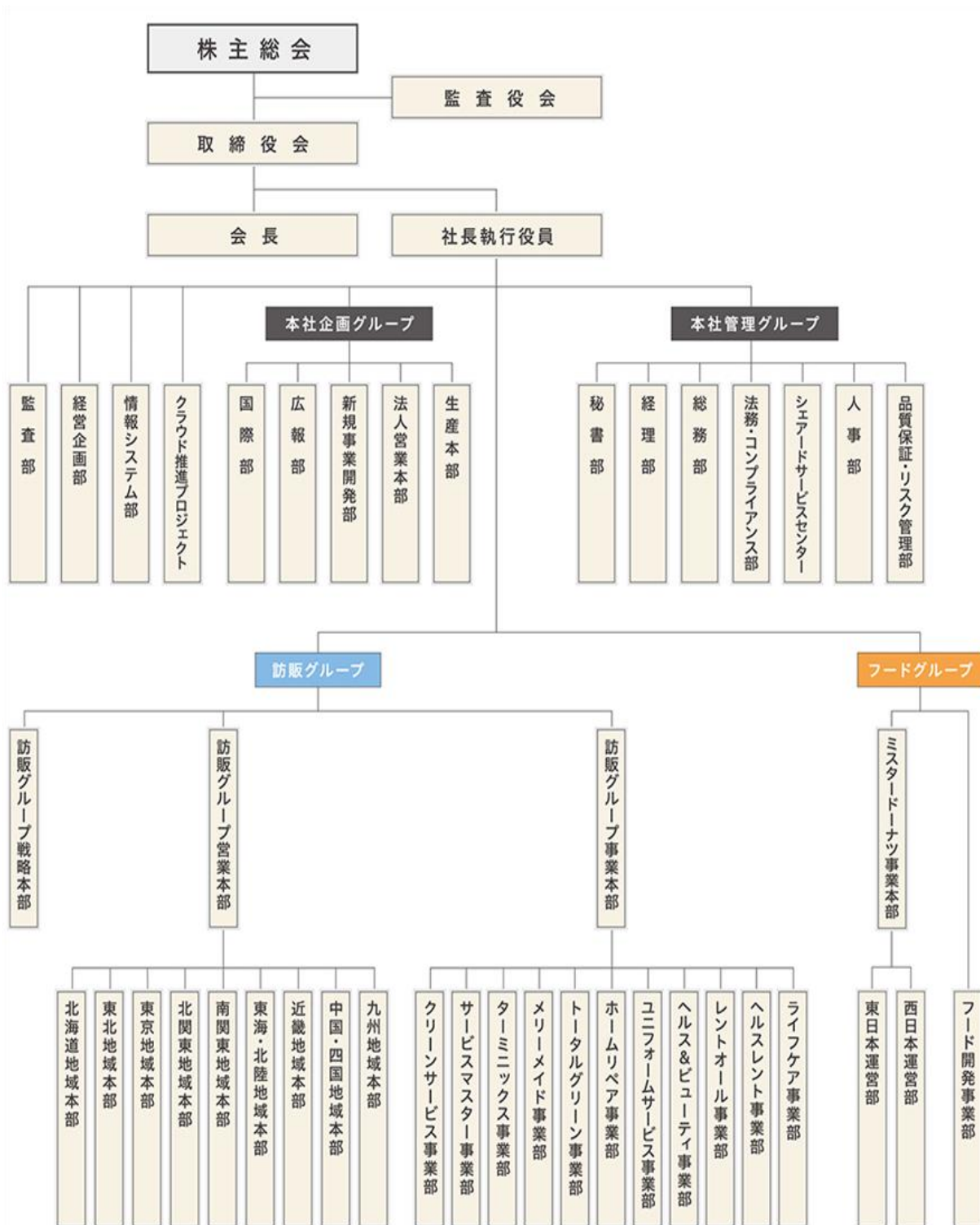


## (16) 子会社の名称及び事業内容

事業内容	会社名
ダストコントロール商品の賃貸及び販売	(株)ダスキンサーヴ北海道、(株)ダスキンサーヴ東北 (株)ダスキンサーヴ北関東、(株)ダスキンサーヴ東海北陸 (株)ダスキンサーヴ近畿、(株)ダスキンサーヴ中国四国 (株)ダスキンサーヴ九州、(株)ダスキン宇都宮 (株)ダスキン伊那、(株)ダスキン越前、(株)ダスキン八代 (株)ダスキン鹿児島、(株)ダスキン十和田、(株)ダスキン沖縄 楽清(上海)清潔用具租賃有限公司
ダストコントロール商品クリーニング加工及び配送	(株)ダスキンプロダクト北海道、(株)ダスキンプロダクト東北 (株)ダスキンプロダクト東関東、(株)ダスキンプロダクト西関東 (株)ダスキンプロダクト中四国、(株)ダスキンプロダクト九州
ダストコントロール商品クリーニング加工及び配送並びに吸着剤製造	(株)ダスキンプロダクト東海
モップ、化成品製造	(株)和倉ダスキン
マット、化成品及び吸着剤製造	(株)小野ダスキン
ダストコントロール商品の賃貸業務代行	(株)ダスキンシャトル東京
投資並びに原材料及び資器材の調達	楽清香港有限公司
病院、介護施設の衛生管理	(株)ダスキンヘルスケア
リース業、保険代理業	ダスキン共益(株)
外食業	エムディフード(株)、エムディフード東北(株) エムディフード九州(株)、(株)かつアンドかつ Big Apple Worldwide Holdings Sdn. Bhd.
菓子、パン製造業	(株)エバーフレッシュ函館
化粧品製造及び販売	アザレプロダクツ(株)
化粧品販売	共和化粧品工業(株)
ユニフォーム製造及び販売	中外産業(株)
ファッションレンタルサイトの運営	(株)EDIST

### 3. 会社組織図

(2022年7月1日現在)



## 4. 役員一覧

(2022年7月1日現在)

代表取締役 会長	山村 輝治
代表取締役 社長執行役員	大久保 裕行
取締役 COO	住本 和司
取締役 COO	和田 哲也
取締役 CFO	宮田 直人
取締役 執行役員	上野 進一郎
社外取締役	関口 暢子
社外取締役	辻本 由起子
社外取締役	武藏 扶実
常勤監査役	吉田 隆司
常勤監査役	内藤 秀幸
社外監査役	川西 幸子
社外監査役	荒川 恭一郎
社外監査役	猿木 秀和
執行役員	鈴木 琢
執行役員	橋本 幸子
執行役員	根本 誠之
執行役員	江村 敬一
執行役員	守田 啓司
執行役員	母里 和己
執行役員	平野 英司
執行役員	大工原 徹次

## 5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

### 第60期決算

#### 貸借対照表の要旨

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	70,598	流 動 負 債	44,807
固 定 資 産	108,673	固 定 負 債	12,096
有形固定資産	36,379	負 債 合 計	56,903
無形固定資産	7,416	株 主 資 本	115,249
投資その他の資産	64,878	資 本 金	11,352
		資 本 剰 余 金	1,090
		資 本 準 備 金	1,090
		そ の 他 資 本 剰 余 金	-
		利 益 剰 余 金	107,025
		(うち利益準備金)	(2,777)
		自 己 株 式	△ 4,218
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,059
		純 資 産 合 計	122,369
資 産 合 計	179,272	負 債 純 資 産 合 計	179,272

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 損益計算書の要旨

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	132,333
売 上 原 価	78,287
売 上 総 利 益	54,046
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	47,217
営 業 利 益	6,828
営 業 外 収 益	4,097
営 業 外 費 用	363
経 常 利 益	10,563
特 別 利 益	135
特 別 損 失	752
税 引 前 当 期 純 利 益	9,945
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,141
法 人 税 等 調 整 額	404
当 期 純 利 益	7,400

## 第59期決算

### 貸借対照表の要旨

(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	56,769	流動負債	41,782
固定資産	115,800	固定負債	11,938
有形固定資産	36,240	負債合計	53,720
無形固定資産	8,762	株主資本	110,102
投資その他の資産	70,797	資本金	11,352
		資本剰余金	1,090
		資本準備金	1,090
		その他資本剰余金	-
		利益剰余金	102,249
		(うち利益準備金)	(2,777)
		自己株式	△ 4,589
		評価・換算差額等	8,686
		純資産合計	118,848
資産合計	172,569	負債純資産合計	172,569

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 損益計算書の要旨

(自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	123,004
売上原価	72,874
売上総利益	50,129
販売費及び一般管理費	47,686
営業利益	2,442
営業外収益	3,881
営業外費用	308
経常利益	6,015
特別利益	53
特別損失	2,581
税引前当期純利益	3,487
法人税、住民税及び事業税	504
法人税等調整額	417
当期純利益	2,565

## 第58期決算

### 貸借対照表の要旨

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	49,425	流動負債	43,125
固定資産	120,019	固定負債	10,249
有形固定資産	36,643	負債合計	53,375
無形固定資産	10,148	株主資本	110,077
投資その他の資産	73,227	資本金	11,352
		資本剰余金	1,090
		資本準備金	1,090
		その他資本剰余金	-
		利益剰余金	102,250
		(うち利益準備金)	(2,777)
		自己株式	△ 4,615
		評価・換算差額等	5,940
		純資産合計	116,069
資産合計	169,444	負債純資産合計	169,444

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 損益計算書の要旨

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	127,838
売上原価	75,349
売上総利益	52,489
販売費及び一般管理費	48,532
営業利益	3,956
営業外収益	3,897
営業外費用	433
経常利益	7,419
特別利益	1,182
特別損失	836
税引前当期純利益	7,765
法人税、住民税及び事業税	2,230
法人税等調整額	△ 79
当期純利益	5,614

## 6. 売上・出店状況（愛の店加盟店を除く）

(1) 本チェーン売上高推移（単位：百万円）

年 度	加盟店	直営店	合 計
2018年度	71,234	3,907	75,415
2019年度	70,255	4,307	75,141
2020年度	67,945	4,197	72,142
2021年度	67,966	5,666	73,632

(2) 本チェーン店舗数推移（各事業年度の末日における加盟者の店舗の数）

年 度	加盟店	直営店	合 計
2018年度	338	12	350
2019年度	339	12	351
2020年度	339	11	350
2021年度	343	11	354

## 7. 加盟者の店舗に関する事項（愛の店加盟店を除く）

- 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数(直営店含)

年 度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2019年度	3
2020年度	2
2021年度	5

- 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数(直営店含)

年 度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2019年度	1
2020年度	3
2021年度	1

- 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数(直営店除く)

年 度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2019年度	331	0
2020年度	332	0
2021年度	345	0

## 8. 訴訟件数

直近5事業年度の各年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年 度	加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2017年度	0	0
2018年度	0	0
2019年度	0	0
2020年度	0	0
2021年度	0	0

## 第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

### 1. 契約の名称

「ダスキンの支店契約書」

### 2. 契約により得られる権利について

契約を締結することにより、「ダスキンの支店フランチャイズチェーン」として、以下の事業を行う権利を許諾させていただきます。

- a ダストコントロール（DC）事業サービス
- b クリーンサービス（CS）事業サービス
- c ワイプフルサービス（WS）事業サービス
- d エアコントロール（AC）事業サービス
- e ウォーターコントロール（WC）事業サービス
- f 紹介・取次業務サービス
- g その他、本部が必要と認めたサービス

### 3. 売上・収益予測についての説明

本部は、加盟店の売上及び収益に関する予測はいたしません。なお、本部は、加盟店が本チェーンに加盟するか否かの判断をするための資料として、既存店舗の実績やモデルフォーム等本部が調査した資料を交付することはありますが、当該資料はあくまでも参考として交付した資料であり、結果を保証するものではありません。

### 4. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

#### (1) 加盟金

##### ① 金銭の額

加盟金は、都道府県単位で一店当たり下記のとおりとします。

(内訳)

a DC事業	59.5万円
b CS事業	20万円
c WS事業	20万円
d AC事業	25万円
e WC事業	25万円

(但し、本加盟時においてすでに加盟している事業について加盟金を支払っている場合はその事業の限りで不要とします。)

##### ② 金銭の性質

本チェーン加盟に対する対価です。

##### ③ お支払いいただく時期及び方法

「支店調印式」1週間前までに本部指定口座に振り込んでいただきます。

##### ④ 当該金銭の返還の有無及び条件

加盟金については、本部へ支払い後は一切返還されません。但し、加盟店は本部がやむを得ない理由であると認めた場合で、且つ、フランチャイズ契約締結後6ヶ月以内にフランチャイズ契約を解約する場合に限り返還を求めることができますが、本部は、加盟店の事業展開の準備のために本部が要した費用その他本部の損害を差し引いた上で返還するものとします。

- ⑤ その他  
振り込み手数料はすべてご負担していただきます。  
消費税は別途お預かりいたします。

## (2) 保証金

- ① 金銭の額  
保証金は、都道府県単位で一店当たり下記のとおりとします。  
(内訳)
- |        |      |
|--------|------|
| a DC事業 | 20万円 |
| b CS事業 | 0万円  |
| c WS事業 | 0万円  |
| d AC事業 | 0万円  |
| e WC事業 | 0万円  |
- (但し、本加盟時においてすでに加盟している事業について、保証金を預託している場合はその事業の限りで不要とします。)
- ② 金銭の性質  
保証金とは、本部と加盟店間のフランチャイズ契約の有効期間中、本部が加盟店より無利息で預かり加盟店が本部に対して負担する一切の債務を担保する性質のものであります。従って、加盟店は本部に預託した保証金を本部に対する債務に充当することを求められないのはもちろん、これを譲渡・質入したり、他の第三者に担保として供したり、その他本部に対する保証能力に影響を及ぼす一切のことはしてはなりません。
- ③ お支払いいただく時期及び方法  
「支店調印式」1週間前までに本部指定口座に振り込んでいただきます。
- ④ 当該金銭の返還の有無及び条件  
保証金については、本部と加盟店間のフランチャイズ契約終了後、本部が所定の引継手続きを完了した後、直ちにその全額を返還するものとします。ただし、本部は所定の引継手続き完了までに生じた一切の債権（他の契約に基づくものも含む）をもってその全部又は一部と相殺することができるものとします。
- ⑤ その他  
振り込み手数料はすべてご負担していただきます。

## (3) 初期キット（商品・販促助成物・店内教育研修ツール費）

- ① 金銭の額
- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| a フランチャイズパッケージ貸与費 | 300,000円  |
| b DC事業            | 約104,500円 |
| c CS事業            | 約82,000円  |
| d WS事業            | 約17,000円  |
| e AC事業            | 約91,000円  |
| f WC事業            | 約20,000円  |
- \* b～f は既に加盟している事業については不要とします。  
\* 新商品追加や改廃により金額は変更されます。
- ② 金銭の性質  
開業時に必要な商品、販促用具、店内教育研修ツール一式の対価です。
- ③ お支払いいただく時期及び方法  
初期キット出荷日が属する通知書にて請求後、加盟店指定の預金口座より自動振替にてお支払いいただきます。なお、当社の自動振替制度は、週1回の代金決済となっており、1週間の仕入金額を「週次合計通知書」単位に原則翌々週の金曜日（土・日・祝など本部非稼働日の場合は翌稼働日）に自動振替します。  
aについては、「支店調印式」1週間前までに本部指定口座に振り込んでいただきます。

- ④ 当該金銭の返還の有無及び条件  
原則として商品の取引が完了した後は、返還しないものとします。ただし、本部と加盟店間のフランチャイズ契約の終了により未使用の商品があるときには、経済的残存価値のある一部の商品に関しては、協議のうえ本部が買い戻す場合があります。
- ⑤ その他  
決済に際し必要な手数料は、すべてご負担いただきます。消費税は別途お預かりいたします。

#### (4) 研修費

- ① 金銭の額
- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| a 店舗責任者(支店長免許取得)研修会   | 40,000円(1名当たり) |
| b 営業責任者(各部長共通免許取得)研修会 | 40,000円(1名当たり) |
| c 新規加盟(DC事業)基本研修会     | 40,000円(1名当たり) |
| d サーヴ100第二次加盟基本研修会    | 14,091円(1名当たり) |
| e 社外施設での研修会           | 13,182円(1名当たり) |
| f 加盟契約代表者研修会          | 10,000円(1名当たり) |
- \*c は既にDC事業として加盟している場合は、不要です。  
\*a b c の研修は別途 e の研修を受講していただきます。  
\*e は当該担当者が以前「社外施設での研修会」を受講されている場合は、「社外施設での研修会」は免除されます。  
\*f は既にダスキンのいずれかの事業に加盟している場合は、不要です。  
\*1名追加ごとに別途研修費を申し受けます。  
\*ただし、増設店などの場合、当該担当者が ab および de を受講されている場合は、免除されます。
- ② 金銭の性質  
e を除く上記の研修会費用とは、本事業を営む上で最低限必要な店舗運営・営業・技術に関する知識の修得をしていただくための研修費用です。また、社外施設研修費用とは、社外施設にて研修を受けていただくための費用です。研修費用には、研修期間中の食費及び教材費を含み、a~d に宿泊費は含みません。
- ③ お支払いいただく時期及び方法  
それぞれの研修会開催1週間前迄に本部指定口座に振り込んでいただきます。
- ④ 当該金銭の返還の有無及び条件  
研修の受講開始後は理由の如何を問わず返還しません。受講済みの内容の如何も問いません。宿泊や食事が不要の場合であっても研修費の減額は致しません。
- ⑤ その他  
振り込み手数料は、すべてご負担いただきます。消費税は別途お預かりいたします。尚、諸事情により研修費用が変更する場合や、研修に付随するその他諸費用が発生する場合があります。

#### (5) 店舗に要する費用の目安

本部指定の内装工事費・什器資器材・設計監理費など出店に際し必要となる費用の概算です。

(物件が賃貸の場合に賃貸人に預託する敷金・保証金等は除く)

125坪2F建て店舗	約56,000,000円
100坪2F建て店舗	約45,000,000円
80坪2F建て店舗	約36,000,000円
30坪ビルイン店舗	約11,000,000円



※ 上記の費用はあくまでも目安です。店舗の立地、新築・改装の別などにより上記の費用は大幅に変動いたします。

## 5. オープンアカウント、売上金等の送金

該当ありません。

なお、オープンアカウントとは、加盟店と本部間において発生する種々の金銭債権債務について、それを相殺する勘定を設定しその会計処理を本部が行うことを一般に「オープンアカウント」と呼び、一部のコンビニエンス・ストアにおいてとられている仕組みです。

## 6. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率

該当ありません。

## 7. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

- ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類
  - a DC事業
    - モップ各種ハンドル類、清掃道具等雑貨類、洗剤、薬剤、ワックス類
    - モップ・マットについては一部を除きレンタル
  - b CS事業
    - 各種キャビネットタオル、各種芳香器、各種ソープ、各種便器洗浄器本体及びそれらの薬剤
  - c WS事業
    - リネンウエスボックス本体、その他洗剤類
  - d AC事業
    - 各種空気清浄機本体
    - フィルターについては一部を除きレンタル
  - e WC事業
    - 各種浄水器
    - フィルターについては一部を除きレンタル
- ② 商品等の供給条件  
商品の仕入れにあたっては、本部の指定する基準に基づき本部より行うものとします。なお、本部との取引に際し、本部に所有権のあるレンタル商品については、その返還義務を担保するため、商品ごとに定められたダスキンストック保証金を無利息で本部が預かります。
- ③ 仕入先の推奨制度  
該当ありません。
- ④ 発注方法  
本部指定のコンピューターにてオンラインにより発注していただきます。
- ⑤ 売買代金の決済方法  
商品の出荷日毎の「納品書兼請求書」を週まとめて、加盟店指定の預金口座より自動振替にてお支払いいただきます。  
なお、当社の自動振替制度は、週1回の代金決済となっており、1週間の仕入れ金額

を「週次合計通知書」単位に、原則翌々週に自動引き落としします。

- ⑥ 取引帳票  
月次で発行される取引帳票（取引精算書および請求・送金通知書）は、本部の定めるシステムにて電子帳票で確認いただけます。
- ⑦ 返品  
一旦発注されたものに関しては、本部の責に帰すべき事由のない限り返品できません。
- ⑧ 販売方法  
本部指定のマニュアルに基づき販売していただきます。

## 8. 経営の指導に関する事項

### （1）加盟に際しての指導

- ① 研修
  - ・支店スタッフ向け基本研修会  
経営知識・運営知識・営業知識・商品知識・デリバリーサービスの理論と実習等を、マニュアルおよび視聴覚教材等により実施されます。  
店舗責任者（支店長免許取得）研修会 4日間（別途社外施設研修3日間）  
営業責任者（各部長共通免許取得）研修会 4日間（別途社外施設研修3日間）  
Sサーヴ100 第二次加盟基本研修会 3日間（社外施設研修3日間）  
新規加盟（DC事業）基本研修会 4日間（別途社外施設研修3日間）
  - \* 上記各事業研修会については、ダスキン企業集団内から加盟の場合ですでに当該事業に関する研修を受講済みの場合はその限りで不要とします。
  - \* 日数や内容は、変更する場合があります。
- ② マニュアル一式の貸与  
経営・運営・営業・商品・サービスに関するマニュアルおよび視聴覚教材を貸与いたします。

### （2）継続的経営指導

- ① 個別もしくはグループ指導
  - イ. オープン時の指導  
オープン前の各種事前相談を行います。
  - ロ. 巡回指導  
経営・運営・営業等の店舗運営全般にわたって巡回訪問して指導にあたります。
  - ハ. グループ指導  
オーナー及び支店長を、エリア単位で一同に会して情報伝達や政策の進行状況をチェックし、目標達成のための方法を検討・指導いたします。
- ② 電話相談  
電話による個別相談（随時）
- ③ 各種研修会・会議
  - イ. 年間定例化した事業政策発表の場及び施策推進等の会議を実施いたします。
    - 政策勉強会 年1回
    - 店舗責任者向けの会議 4週間に1回
  - ロ. 年間定例化した運営・営業の向上及び見直しの場合として各種の集合研修及び会議を実施いたします。
    - スキルアップ研修
    - ※ 会議の回数、内容は変更する場合があります。
    - ※ 会議の参加費用はケースにより異なりますが、有料です。
    - ※ 継続的経営指導に伴う費用（電話代、各種研修会・会議の旅費交通費・食費）はすべてご負担いただきます。また、加盟店からの要請による特別指導にかかる費用（本部スタッフの旅費交通費等）はご負担いただきます。

## 9. 使用していただく商標、その他の表示に関する事項

### (1) 商標・サービスマークの使用について

本部が有する各種商標・サービスマークのうち、下記の「(3) 商標・サービスマーク」記載のものを本部が定める方法により使用することを許可します。

また、加盟店は、営業店名を原則として「ダスキン〇〇〇〇支店」という統一呼称を用いるものとし、「ダスキン」の知名度のある商標・サービスマークの使用を許諾されると共に、使用を義務づけられるものとします。

ただし、当該商標・サービスマークおよびこれに類似する商標、サービスマークを自己のものとして、商号登記・商標登録等してはならないものとします。

尚、店名の決定は、加盟店の申し出により本部が決定し承認するものとします。

### (2) その他の表示に関する事項

① 車輛は本部の定める方法により指定のマーキングフィルムを貼付していただきます。

② 本部指定のユニフォームを着用していただきます。

③ 標準店舗に基づく本部指定のファサード（看板）・サインを設置していただきます。

### (3) 商標・サービスマーク

#### ■ 全社コミュニケーションロゴマーク



#### ■ 訪販グループブランドロゴマーク



### (4) 表示の条件

上記の商標は、当該事業の経営を目的とすること以外に、また本部の定める方法以外で使用してはならないものとします。

## 10. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項

### (1) 契約の期間

契約締結の日より3年間です（ただし、3年目の途中で3月31日があるときは、その日までとします）。

### (2) 更新の条件及び手続き

本部、加盟店のいずれかにより、契約期間満了の3ヶ月前までに書面にて更新しない旨の意思表示がない場合は、1年間更新され、その後期間満了の都度この例によります。

### (3) 契約解除の要件

- ① 本部と加盟店の双方が合意に達した場合。
- ② 加盟店が、書面により3ヶ月前までに予告し、解約する場合。
- ③ 本部が、書面により3ヶ月前までに予告し、解約する場合。
- ④ 本部による催告つき解約について
  - ・ 本契約および本契約に関する取引代金等の本部または関連取引先への金銭債務の支払いが延滞した場合。
  - ・ 本部の書面による事前承認を得ずに継続して30日間以上事業活動を行わない場合。
  - ・ 本部が定めた方法、システムに基づかずに事業展開を行った場合。
  - ・ 本部の定めたシステム、ノウハウを本部が認めた本契約に定める事業以外に使用した場合。
  - ・ 本部の知的財産権等や組織を利用して本部の承認を得ていない一切の事業活動その他の営業を行った場合。
  - ・ その他本部の定める方式に基づく事業展開が行われなかった場合。
  - ・ 加盟店が本部に提出すべき報告に関し、故意に虚偽の報告をした場合または2ヶ月以上定期報告をしない場合。
  - ・ その他、加盟店が本契約の各条項の一つにでも違反した場合。
- ⑤ 本部による無催告解約について
  - ・ 加盟店が本部の商号(株式会社ダスキン)を用いて第三者と契約を結んだ場合。
  - ・ 加盟店が店名呼称「ダスキン〇〇〇〇支店」をダスキンフランチャイズ事業以外の営業あるいは取引に使用した場合、または本部に債務を負担させるおそれのある行為をした場合。
  - ・ 支払責任のある手形、小切手が不渡りとなり、その他支払いを停止した場合。
  - ・ 他から仮差押・仮処分・強制執行・競売・滞納処分を受け、または破産・特別清算・民事再生手続・会社更生手続等の申立を受け、もしくは自らその申立をした場合。
  - ・ 自己の財産または営業の全部または重要な部分を第三者に譲渡または担保に供したとき。
  - ・ 加盟店の債務履行が極めて困難になったと本部が判断する場合。
  - ・ 加盟店が禁治産宣告もしくは準禁治産宣告を受けていた場合、後見、保佐、補助の審判または失踪の宣告を受けた場合。
  - ・ 加盟店が刑事訴追を受けた場合。
  - ・ 加盟店に本契約に定める事業および本部の信用もしくは名誉を著しく損なう言動もしくは行為があった場合。

#### (4) 契約終了の手続き

- ① マニュアル等、本部が貸与しているすべての物品を返還していただきます。
- ② 当該事業に関し許諾していた一切の商標、サービスマーク等の表示を、すべて抹消していただきます。
- ③ サービスが継続しているお客様のサービス責任は、当然に本部に帰属するものとし、本部が指定する直営店または加盟店が引き継ぐものとします。  
ただし、支店契約締結日現在において、愛の店契約を締結している加盟店である支店は、この限りではありません。(別途定めるものとします。)
- ④ 顧客名簿及び顧客との接触頻度、加盟店への好意度、サービス提供状況等を記録した資料を本部に無償で引き渡すものとします。

#### (5) 契約解除によって生ずる損害賠償金の額又は算定方法その他の義務について

加盟店が、本部に損害を及ぼしている場合は、その賠償の責を負うものとし、本部算定の賠償金を本部が定める支払条件により、支払わなければならないものとします。

## 1 1. 定期的にお支払いいただく金銭に関する事項

### (1) ロイヤルティ

該当ありません。

今後導入する事業については、別途必要なものがあります。

### (2) コンピュータシステム使用料

#### ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法

下記の2つの方法よりお選びいただきます。

\*店舗業務システム使用料にて利用する場合

システム使用料・・・総売上×0.5% (上限20万円 下限7万円) (月額)

総売上とは、当該事業に基づくフランチャイズ契約のもとで行う営業

から生ずる売上(サブフランチャイズにおける売上を含む末端売上)の税込総額(消費税が10%になる時から税別総額)をいいます。

必須システム以外のオプションシステム分は、別途使用料が必要

機器の準備・・・標準装備分は本部が貸与

(オーナー、オーナー代行端末は自己手配も可)

機器の費用・・・標準装備分はシステム使用料に含む

追加機器分は、別途使用料支払い

回線使用料

\*システム毎のシステム使用料積算にて利用する場合

システム使用料・・・システム毎のシステム使用料積算(必須システム使用料

として42,000円は必要。必須システム以外のオプション

システム分は、別途使用料が必要。販売管理システムは、

利用端末2台目以降、1台につき月額5,000円のシステム

使用料が別途必要)

機器の準備・・・指定機器は本部 指定外機器は支店が準備

機器の費用・・・全て支店が購入またはリース契約により負担

回線使用料・・・月額10,000円

消費税は別途お預かりいたします。

オプションシステムのうち、請求書発行代行システムには、1通毎手数料が別途必要になります。

#### ② 金銭の性質

システム使用料

#### ③ お支払いいただく時期

当月分のシステム使用料を当月の請求とし、支店は、当該請求月の翌月15日までに支払うものとします。

#### ④ お支払いいただく方法

加盟店指定の預金口座より自動振替にてお支払いいただきます。

### (3) ダスキネットワークへの加入と情報連携システムの導入

一般消費者へ便利・安全・安心をお届けする為に、ダスキの構築する『ダスキネットワーク』に加入いただき、情報連携システムを導入いただきます。

#### ① 金銭の額

システム使用料・・・月額5,000円

#### ② 金銭の性質

システム使用料

#### ③ お支払いいただく時期及び方法

当月使用料を、翌月の15日までにお支払いいただきます。加盟店指定の預金口座より自動振替にてお支払いいただきます。

- ④ 当該金銭の返還の有無及び条件  
システム使用料については、使用頻度や紹介の有無などに関わらず一切返還されません。
- ⑤ その他  
消費税は別途お預かりいたします。

#### (4) クレジットカード決済システム及びポスト返却サービスの導入

一般消費者の利便性向上の為、本部指定の「クレジットカード決済システム」「ポスト返却サービスの導入」を導入していただきます。

- ① 金銭の額
  - ・クレジットカード決済システム使用料…………… 2,000円(月額)
  - ※同一法人同一県内は一法人あたり月額2,000円となります。
- ② 金銭の性質  
システム使用料
- ③ お支払いいただく時期及び方法  
当月使用料を、翌月の15日までにお支払いいただきます。加盟店指定の預金口座より自動振替にてお支払いいただきます。
- ④ 当該金銭の返還の有無及び条件  
システム使用料については、使用頻度や紹介の有無などに関わらず一切返還されません。
- ⑤ その他  
消費税は別途お預かりいたします。

## 12. その他、本部を対象としない支払いについて

### (1) 車輛(本部の関係会社との間でリース契約を締結していただく場合)

- ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法  
\*金利、車種、仕様により金額は異なります。
- ② 金銭の性質  
リース料
- ③ お支払いいただく時期  
当該会社の指定する支払時期及び方法にてお支払いいただきます。

### (2) 損害賠償責任保険(本部の関係会社との間で契約を締結していただく場合)

- ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法  
\*保険の内容により金額は異なります。
- ② 金銭の性質  
保険料
- ③ お支払いいただく時期  
当該会社の指定する支払時期及び方法にてお支払いいただきます。

### (3) あい・あいくらぶ

- ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法

会員区分	会費(月額)	目 安
A会員	600円	ダスキンとダスキンの展開する事業に関わるフランチャイズ加盟店、企業、事業所でお仕事をされて

B会員	800円	いる、15歳以上70歳未満の方  ダスキンとダスキンの展開する事業に関わるフランチャイズ加盟店、企業、事業所でお仕事をされている、70歳以上81歳未満の方 (満81歳以上の方は新規入会できません)
シルバー会員	400円	
シルバーA会員	70～74歳 1,080円	
	75～79歳 1,230円	
	80歳 1,460円	
シルバーB会員	70～74歳 1,440円	
	75～79歳 1,650円	
	80歳 1,980円	

- ② 金銭の性質  
ダスキンファミリー共済会「あい・あいくらぶ」の共済制度に基づく共済金です。
- ③ お支払いいただく時期  
当月の会費を翌月にお支払いいただきます。
- ④ お支払いいただく方法  
加盟店指定の預金口座より自動振替にてダスキンファミリー共済会「あい・あいくらぶ」にお支払いいただきます。

#### (4) ダスキン愛の輪基金

- ① お支払いいただく金銭の額
- |        |     |                        |
|--------|-----|------------------------|
| 法人会員   | 年会費 | 120,000円               |
| 特定法人会員 | 年会費 | 60,000円                |
| エルダー会員 | 年会費 | 12,000円 (加盟店のオーナー対象)   |
| 個人会員A  | 年会費 | 3,000円 (加盟店のオーナー対象)    |
| 個人会員B  | 年会費 | 1,000円 (加盟店の従業員対象)     |
| 個人会員C  | 年会費 | 500円 (加盟店のアルバイト、パート対象) |
- ② 金銭の性質  
公益財団法人ダスキン愛の輪基金に対する寄付。  
1981年、国連で決議された「国際障害者年」に発足し、様々な障がいのある方々が社会への完全参加が果たせるよう、企業集団が中心となって障がい者福祉の発展に色々なお手伝いを推進してゆく社会運動です。「障がい者リーダー育成」として、海外研修派遣事業、アジア太平洋招聘事業を行なっています。  
※ ダスキン愛の輪基金は、内閣府認定の公益財団法人です。特定の宗教や政治団体とは一切関係ありません。会費は、寄付控除の対象となります。
- ③ お支払いいただく時期  
入会月となります。以降毎年、入会月の前月に継続の案内を送付します。  
分割払いの場合、毎月の引落となります。(法人会員・特定法人会員のみ)
- ④ お支払いいただく方法
- ・愛の輪基金指定の口座に振込 (郵便局・銀行口座)
  - ・預金口座より自動振替 (加盟店口座・個人口座)
  - ・請求・送金通知書 (法人会員・特定法人会員のみ) より愛の輪基金にお支払いいただきます。

### 13. 営業時間並びに営業日・休業日について

#### (1) 営業時間

営業時間は、原則として、午前8時30分から午後5時00分です。

#### (2) 営業日

営業日は、原則として、毎週月曜日から金曜日までです。

#### (3) 休業日

休業日は、原則として、毎週土曜日と日曜日及び祝祭日、年末年始並びにお盆休みです。

ただし、土曜・日曜・祝祭日においては、お客様の要望によるレンタル業務やサービスの実施など必要に応じて対応します。

### 14. テリトリ権の有無及びその内容について

指定営業地域として、原則、都道府県単位で設定し、当該地域で営業する権利を付与します。加盟店は当該地域内に限定し本事業を展開するものとし、当該地域外では事業展開してはなりません。また、指定営業地域については、独占的権利を与えるものではなく、将来、当該地域に本部の直営店または他の加盟店を出店させることがあります。

### 15. 競業禁止義務の有無及びその内容について

加盟店及びその代表者は、フランチャイズ契約の有効期間中はもとより、フランチャイズ契約終了後といえども18ヶ月間は本部の書面による承諾なき限り、その名義・態様の如何を問わず、本事業と同一または類似の営業ないし営業の部類に属する取引を行ってはならず、他をして行わせてはならないものとします。

### 16. 守秘義務の有無及びその内容について

加盟店は、フランチャイズ契約の有効期間と終了後とを問わず、自店の従業員（働きさん）および事業活動の協力者またはお客様に対して事業展開上説明を必要とする場合を除き、当該事業の組織機構・事業展開方法・料金価格体系・サービスシステムその他の事業ノウハウを他に開示、漏洩してはならないものとします。また、本部より配布もしくは貸与されたマニュアル・書類は、本部が所有権・著作権を有するため加盟店は厳重に保管し、フランチャイズ契約の有効期間中と終了後とを問わず本部の書面による承認を得ずに閲覧、謄写等をさせてはならないものとします。特に本部が「秘」と指定した文書は第三者の目に触れないよう保管すると共に何人にもこれを閲覧、謄写させてはならないものとします。

### 17. 店舗の構造又は内外装について加盟者に課する特別の義務について

加盟店は、本部との統一的イメージを保持するため、営業所・事務所等加盟店の事業所の内装、外装について、本部が定める標準仕様、標準規格等に合致する表示、塗装、照明等を施工するものとします。また、事業所の内外及び周辺だけでなく、営業、サービス提供に使用する車輛の内外をも常に良好かつ清潔で魅力的な状態



に保持し、事業所については、本部が指示する内容に従って、修理・改装等を自己の費用負担をもって行うものとします。

※ 詳細は、本部が指導いたします。

## 18. 契約違反した場合の違約金、課される義務について

- ① 加盟店が、本部に損害を及ぼしている場合は、その賠償の責を負うものとし、本部算定の賠償金を本部が定める支払条件により、支払わなければならないものとします。
- ② 加盟店又はその代表者・役員が競業禁止義務に違反した場合は、本部は競業の差し止めをできるほか、加盟店が当該営業または取引により受けた利益を本部の損害額とみなし、当該損害額を請求することができるものとし、加盟店はこれを支払うものとし、更に損害があればそれも賠償するものとします。
- ③ ロイヤルティの支払いを遅滞した場合は、遅延損害金を支払うものとします。

## 19. 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容等

事業活動上の損失に対する補償制度や経営不振となった場合の補償制度等はありません。

## 20. 加盟者に課する特別の義務について

### (1) 組織の整備と登録の義務

本部が定める資格要件に基づく人材を起用及び登録し、組織の整備に努力していただきます。

### (2) 担当者の確保義務

ダスキン支店フランチャイズ事業専従の支店長1名、業務担当1名以上を確保し、登録いただきます。

### (3) 売上目標の達成努力義務

加盟店は、本部と協議して設定した売上目標については、特別の理由がない限り達成する努力義務を負うものとします。

### (4) 営業および損益報告の義務

適正な経営・運営・営業指導を行うために本部が定めるシステムにて報告していただきます。

### (5) 交通安全教育の実施及び報告の義務

加盟店は、交通安全の徹底を図るため、自己の責任において、自己の従業員（働きさん）及び事業活動の協力者に対し、本部が定める内容に従って交通安全勉強会を実施するものとし、これを実施したときは、本部に対し、本部所定の実施報告書を提出するものとします。

### (6) 名義貸し、譲渡の禁止

加盟店は、フランチャイズ契約によって取得した当該事業を、自らもしくは自らが直接雇用する従業員のみで実施するものとし、第三者に名義貸しをしたり、下請けを使ったり、譲渡することはできません。

**(7) 連帯保証人の推挙**

加盟店の本部に対する債務を担保していただくため、連帯保証人を1名推挙していただきます。

**(8) インボイス制度への対応について**

加盟店は、インボイス制度に対応した適格請求書の発行を行う登録事業者として事業展開を行っていただきます。ただし、本チェーン加盟の対象となる加盟店で締結する「ダスキン支店契約書」の契約締結日が2023年3月31日以前の場合はその限りではありません。

以 上

## 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書

項 目	頁 数	確 認 印	
		説明者	加盟者
フランチャイズ契約のご案内	2		
ダスキン支店フランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ	3		
<b>第Ⅰ部 株式会社ダスキンについて</b>			
1. わが社の経営理念 (1) ダスキン経営理念 (2) 企業目的	6		
2. 本部の概要 商号・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業内容・所属団体・沿革等	6		
3. 会社組織図	10		
4. 役員一覧	12		
5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書	12		
6. 売上・出店状況	14		
7. 加盟者に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の数及び更新されなかった契約に係る加盟者の数	14		
8. 訴訟件数	14		
<b>第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点</b>			
1. 契約の名称	15		
2. 契約により得られる権利について	15		
3. 売上・収益予測についての説明	15		
4. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 加盟金 (2) 保証金 (3) 初期キット(商品・販促助成物・店内教育研修ツール費) (4) 研修費 (5) 店舗に要する費用の目安	15		
5. オープンアカウント、売上金等の送金	17		
6. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率	18		

7. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 ② 商品等の供給条件 ③ 仕入先の推奨制度 ④ 発注方法 ⑤ 売買代金の決済方法 ⑥ 返品 ⑦ 販売方法	18		
8. 経営の指導に関する事項	19		
9. 使用していただく商標、その他の表示に関する事項	19		
10. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項 (1) 契約の期間 (2) 更新の条件及び手続き (3) 契約解除の要件 (4) 契約の終了の手続き (5) 契約解除によって生ずる損害賠償金の額又は算定方法等	20		
11. 定期的にお支払いいただく金銭に関する事項 (1) ロイヤルティ (2) コンピュータシステム使用料 (3) ダスキネットワークシステムへの加入 (4) クレジットカード決済システム及びポスト返却サービスの導入	21		
12. その他、本部を対象としない支払いについて	23		
13. 店舗の営業時間・営業日・休業日について	25		
14. テリトリー権の有無及びその内容について	25		
15. 競業禁止義務の有無及びその内容について	25		
16. 守秘義務の有無及びその内容について	25		
17. 店舗の内外装等についての特別義務	25		
18. 契約違反をした場合の違約金、課される義務について	26		
19. 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容等	26		
20. 加盟者に課する特別の義務について	26		
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書			

以下について、自署により記名の上、捺印のこと。

年 月 日

説明者

・私 は、フランチャイズ契約に関する上記全ての項目を説明し、加盟希望者の理解をいただきました。

説明者

印

加盟希望者

・弊社（私） は、フランチャイズ契約に関する上記全ての項目について、説明者より説明を受け、理解しました。

加盟希望者

印

